

阿佐谷南三丁目共同墓地・横川俊夫家所蔵板碑



〔登録年月日〕平成二年三月三十一日
 〔種別〕有形文化財（古文書）
 〔名称〕阿佐谷南三丁目共同墓地・
 横川俊夫家所蔵板碑
 〔点数〕五基
 〔所有者等〕個人
 〔所在地等〕阿佐谷南三三五（共同墓地内）

阿佐谷南三丁目共同墓地・横川俊夫家所蔵板碑

長さ二三cmから三二・五cm、幅一cmから一七cmで、完形のものはなく、いずれも欠損がみられる。しかし、幸いにも中央部が残され、銘文等はかなり判読できる。

造立は延文四年（一三五九）、寛正元年（一四六〇）、大永八年（一五二八）各一基で残り二基は不明である。

蓮座下の中央に道性禪門、敬白と刻み、その左右に「寛正元年辛巳十一月卅日」と記した長さ二三cm、幅一六cmの板碑は、年号と干支が一致しない。寛正元年の干支は「庚辰」で、「辛巳」は翌寛正二年に相当する。寛正元年はわずか十日ほど（一月二一日改元）であったことから、「元年」は「二年」を誤ったものと考えられる。

なお、法号の下に「敬白」と記すのは、個人造立には珍しい例である。

妙祐禪尼の法号の左右に「大永八年戊子十月四日」と刻む長さ二七・五cm、幅一七・五cmの板碑は、「すでに「八月二十日」に「享祿」と改元されているにもかかわらず、なお旧年号を使用しているものである。

また、三尊種子の下に逆修妙照禪尼と刻む長さ三〇cm、幅一〇cmの逆修板碑は、造立月の四月を忌み「卯月」と表記している。こうした表記例は区内では本板碑以外に残されていない。

旧年号板碑や異月名板碑などを含むこの板碑群は、当時の

信仰や社会生活を語る興味深い資料である。

【文化財所在地】

